

東京における地区物流効率化認定制度

運用ガイドライン

平成20年6月

東京都

目 次

I	認定制度の概要	1
	1. 本ガイドラインの利用対象者	3
	2. 東京における地区物流効率化認定制度の認定を受けるには	3
	3. 認定手続きについて	3
	4. 認定制度の流れについて	4
	5. 審査の基準のあらまし	5
	6. 本制度に基づく支援	6
	7. 認定事業の実績報告	8
II	申請書の作成	9
	1. 計画の名称	10
	2. 計画の目的	10
	3. 計画エリア（計画対象地区）	10
	4. 計画の主体	11
	5. 計画エリアにおける地区物流に係わる課題の視点とその現況	13
	6. 計画内容（実施する事業の内容）	16
	7. 実施スケジュール	18
	8. 想定される効果	19
	9. その他事業実施に関連する事項	20
III	参考資料	21
	＜アンケート調査例＞	21
	＜東京都内における地区物流効率化に係る取組事例＞	23
	＜本制度における主な用語の解説＞	27
	＜東京都における物流効率化に関連するその他の制度のご紹介＞	28

I 認定制度の概要

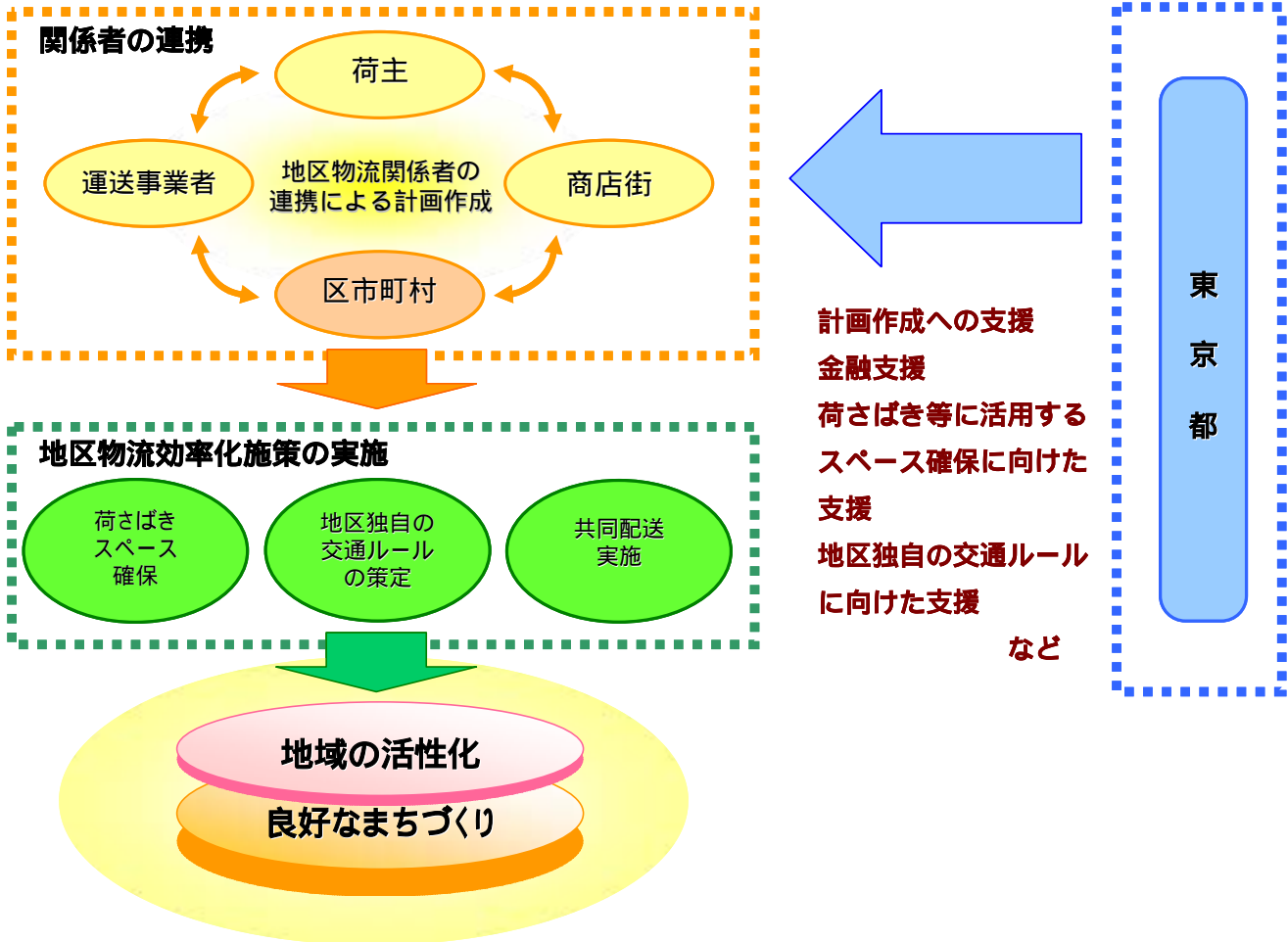
東京都では、今後の都市づくりにおいて都市を支える物流の効率化が極めて重要であることから、平成18年2月に「総合物流ビジョン」を策定し、物流対策を推進しています。

総合物流ビジョンは、東京発の物流改革に積極的に取り組むため、陸・海・空の物流基盤の整備、産業振興、民間と公共の連携など総合的な観点から、東京都の物流対策の基本的な考え方をまとめたものであり、即効性のある短期的取組と中長期的な総合的取組を示しています。

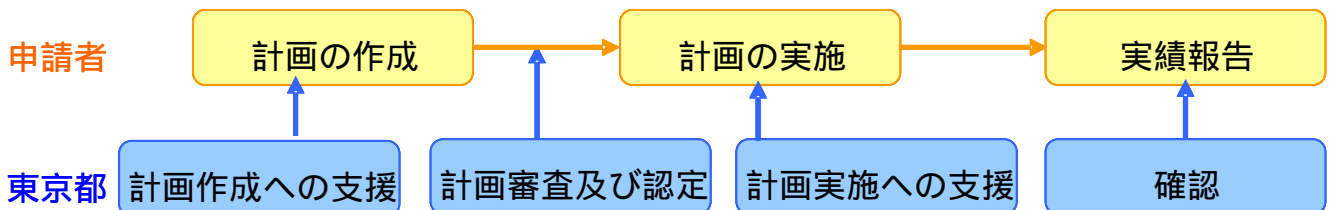
東京の活力のある快適な暮らしを実現するために、今後、総合物流ビジョンに掲げられた「地域の活性化に向けた物流対策」を公民連携して着実に進めていく必要があります。

こうした物流対策の推進に向けて、このたび東京都では「地区物流効率化認定制度」を創設しました。今後、商店街や繁華街などの地区で物流改善に取り組む地区物流関係者に対し計画作成の支援や計画の認定を行うとともに、認定計画の実施に際して、荷さばきスペースの優遇的な利用や金融支援などの支援を行っていきます。

制度の概要



制度の流れ



1. 本ガイドラインの利用対象者

本ガイドラインの利用対象者は、地区の物流活動に関係する地区物流関係者となります。

○地区物流関係者とは

運送事業者、建物管理者、商店街関係者、荷主企業及び行政機関など、地区物流に関する多様な主体をいいます。

2. 東京における地区物流効率化認定制度の認定を受けるためには

本制度の認定を受けるためには、地区物流効率化に資する計画（以下「計画」という。）を作成し、都に提出することが必要です。提出された計画は、東京における地区物流効率化認定制度認定審査会（以下「審査会」という。）による審査を経て、東京都知事（以下「知事」という。）の認定が行われます。認定された計画の実施に当たっては、各支援機関との事前協議等を経た上で、以降に示す支援を利用することができます。

3. 認定手続きについて

本制度の認定を受けるためには以下のような手続きが必要です。

(1) 東京都都市整備局への相談(本制度の担当部局)

本制度の担当部局は東京都都市整備局都市基盤部交通企画課です。



(2) 計画の作成

本ガイドラインⅡ「計画書の作成」を参考にして、計画を作成してください。



(3) 支援機関との事前協議等

利用を希望する支援のうち、支援機関との事前協議等が必要なものについては、本制度の担当部局に相談しながら、支援機関との事前協議等を行ってください。



(4) 東京都都市整備局への申請書^(*)の提出

計画を申請書にまとめ、本制度の担当部局へ認定の申請をしてください。
なお、計画に基づき実施する事業は、地区物流関係者が連携して実施することが前提となりますが、申請は、代表者が行ってください。



(5) 審査会による審査

申請された計画は、本制度の審査の基準に基づき、審査会において審査します。



(6) 知事の認定

審査会で承認された計画を認定し、結果を通知します。



(7) 各支援機関による審査

金融支援などを希望する場合は、認定後、別途該当する支援機関の調査や審査を受ける必要があります。

4. 認定制度の流れについて

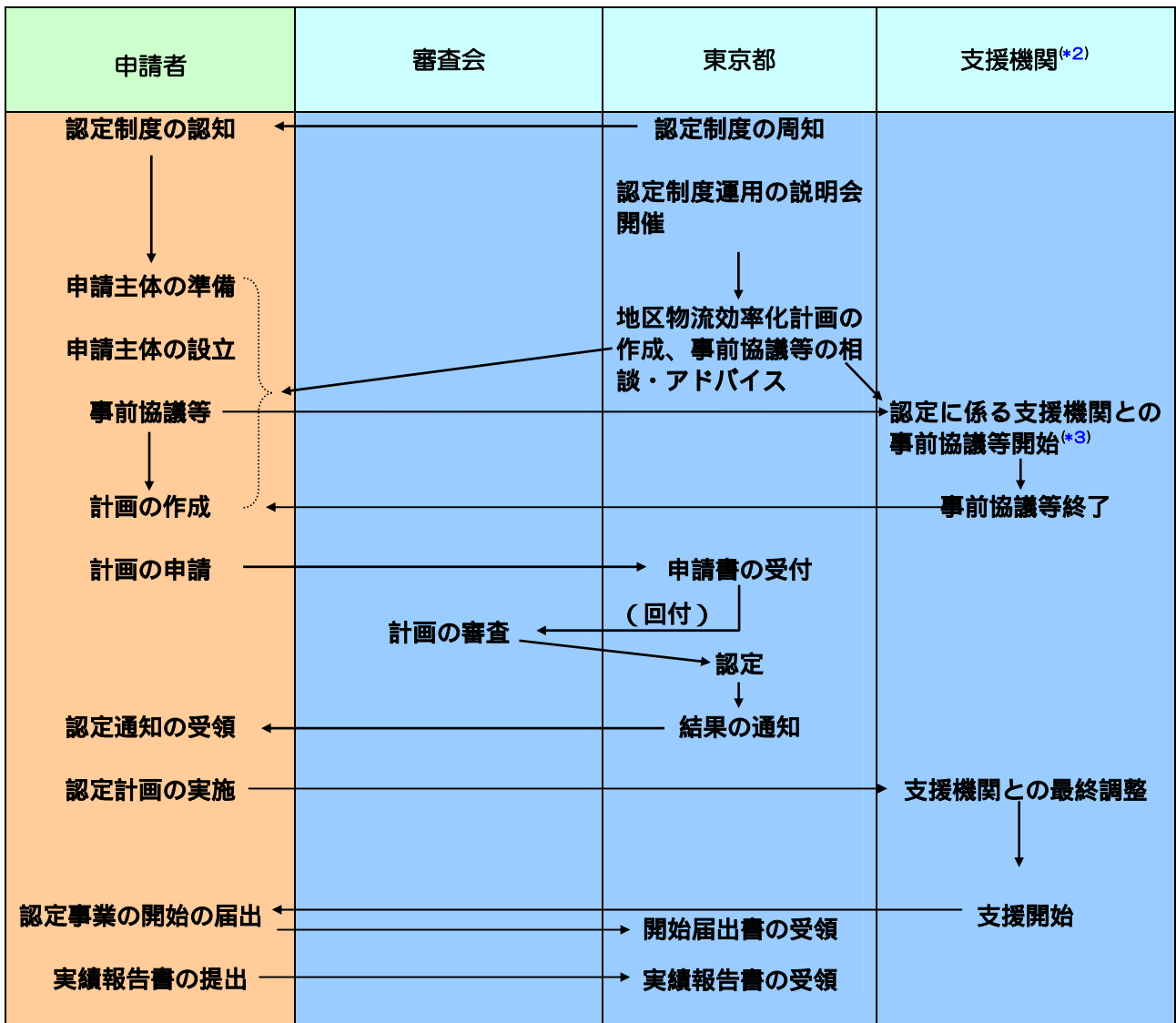
地区物流関係者は、必要に応じて東京都のアドバイスを受けながら、本制度の趣旨に基づく計画を作成し、東京都に提出します。このとき、計画の内容によっては、各支援機関との事前協議等を行う必要があります。

提出された計画が、「審査の基準」に照らして適当と認められる場合は、審査会の審査を経て、知事の認定が行われます。認定された計画の実施に当たっては、必要に応じて各支援機関による支援を利用することができます。

事業の実施結果については、毎年度東京都に報告することが必要です。

なお、認定事業の実施に当たっては、支援機関と協議・調整の下に進められるため、協議等の結果、認定事業が認定計画と同一内容で実施することができない場合もあります。

認定制度の流れ



(*1) 東京における地区物流効率化認定制度実施要綱に定める地区物流効率化認定制度申請書を示します。

(*2) 支援機関は、支援の種類によって、(財)東京都道路整備保全公社、警視庁及び地元警察署、東京都産業労働局に分かれます。

(*3) 認定に係る支援機関のうち、事前協議等が必要となる機関は、(財)東京都道路整備保全公社、警視庁及び地元警察署です。

5. 審査の基準のあらまし

審査会は、申請された計画に対し、下表に示す各基準に基づき審査します。

項 目		内 容
1	目的	地区物流効率化の促進を目的としていること。
2	計画地区	都内の地区（荷物の集配送が発生する商店街、繁華街、オフィス街等）で実施されること。
3	必要性	計画地区において、地区物流に係る問題が生じていること又は地区物流関係者が地区物流効率化の必要性を認識していること。
4	実施効果	計画を実施することにより、次のいずれかに掲げる効果が複合的に期待されること。 ①貨物車の交通量の減少 ②貨物車の路上駐車数の減少 ③歩行者又は自転車等の通行に関する安全性の向上 ④上記のほか、環境負荷の低減などにより、地域の活性化又は良好なまちづくりに貢献すること。
5	連携体制	複数の地区物流関係者間の連携により実施されること。
6	地域及び区市等との調整	計画の申請に当たって、計画地区の行政機関等との調整が行われていること。
7	実施・管理体制及び継続性	計画の実施について、責任主体等の必要な体制が整理されており、計画の継続性が見込まれること。

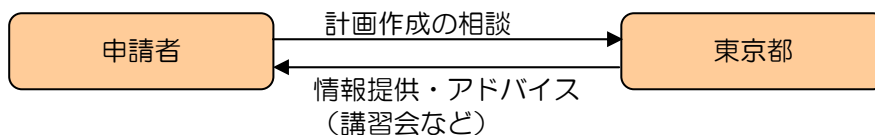
6. 本制度に基づく支援

本制度では、地区物流関係者が、認定を受けた地区物流効率化計画の事業を円滑に行うことができるように以下の支援を実施します。

6-1 計画作成への支援

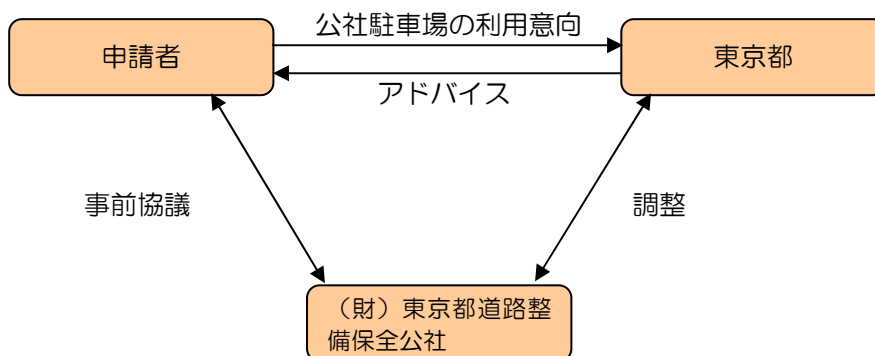
本ガイドライン等により計画作成のノウハウをわかりやすく提供し、地区物流関係者間の連携づくりと計画作成を支援します。

- ◆ 地区物流関係者が、計画を円滑に作成できるように、本ガイドラインの配布やホームページ掲載を行います。
- ◆ 本制度の運用に関する講習会を開催し、地区物流関係者にノウハウを提供します。
- ◆ 計画の作成の際に、地元区市町村、運送事業者団体、地元商店会の情報を提供するなど、地区物流関係者間の連携づくりを支援します。



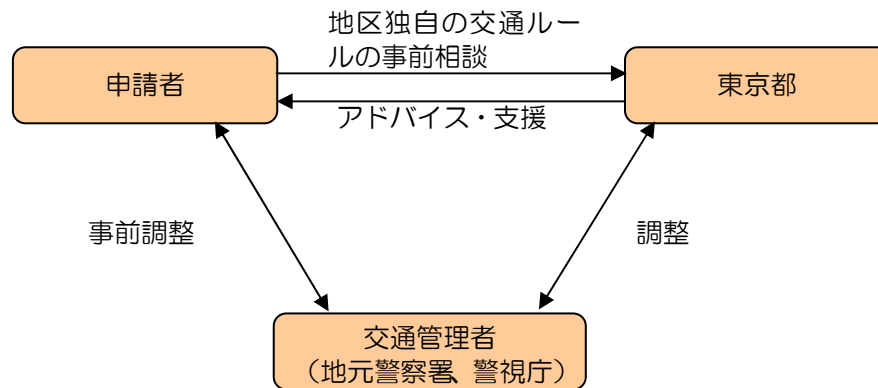
6-2 荷さばき等に活用するスペースの確保に向けた支援

- ◆ 財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）管理駐車場を活用した計画の作成に当たって、アドバイスを行うなど、公社との事前協議を支援します。
- ◆ 公社との事前協議を経て作成された計画について、都の認定を受けた場合は、駐車場の利用の条件（スペースの大きさ、使用料等）について、優遇措置が講じられるよう支援します。
※ 公社の駐車スペースに余力があることが前提です。



6-3 地区独自の交通ルールへ向けた調整の支援

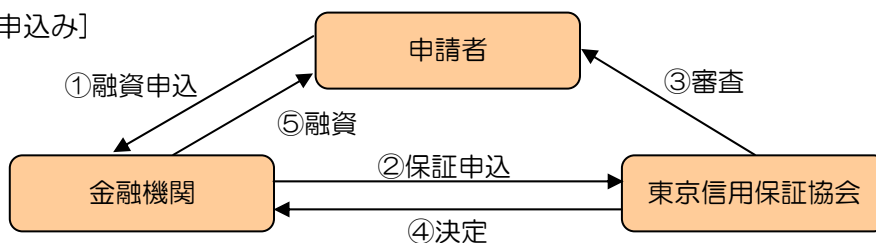
- ◆ 荷さばきスペースは路外に設けることが基本ですが、地区交通に支障のない範囲で、地区物流効率化のための路上荷さばきやパーキングメーターの活用など、荷さばきのための地区独自の交通ルール策定に向けて、申請者と交通管理者の事前調整を支援します。
- ◆ 交通管理者との事前調整に際して、地区概況や道路状況等の調整資料作成に向けてアドバイスを行うなど、申請者の事前調整の負担を軽減します。



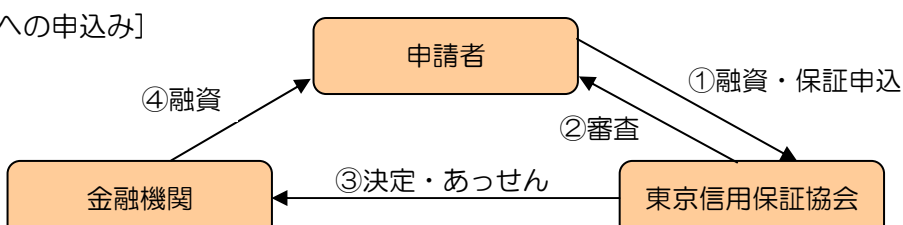
6-4 産業力強化融資（チャレンジ）による金融支援

- ◆ 認定計画に基づき実施する事業については、東京都中小企業制度融資の産業力強化融資（チャレンジ）の対象となります。
- ◆ 産業力強化融資（チャレンジ）では、事業を実施するために資金が必要となる際に利用申込みができることとなっており、具体的には、共同荷さばきスペースなどの施設整備資金、駐車場の借り上げ資金など、幅広い用途が対象となります。
- ◆ 本融資は中小企業者^(※1)又は組合^(※2)のみが対象であり、融資の申込みをされる場合は、認定の他に、別途、金融機関及び東京信用保証協会による審査が必要となります。申込みには金融機関へ申し込む方法とあっせん窓口へ申し込む方法の二つの方法があります。（あっせんの申込みは、東京信用保証協会以外に、東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会等の相談窓口から行うことができます。）

[金融機関への申込み]



[あっせん窓口への申込み]



(*1) 中小企業者とは、下表の資本金・従業員数のいずれかの条件を満たしている方です。

業 種	資本金	従業員数
製造業等(ソフトウェア業、情報処理業、建設業、不動産業、運送業、出版業などを含む。)	3億円以下	300人以下(*1)
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む。)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下(*2)
医療法人(*3)	(条件なし)	300人以下

(*1) ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)は900人以下
 (*2) 旅館業は200人以下
 (*3) 医療法人及び、医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人

(*2) 組合とは、信用保険法第2条第1項に該当する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合、のいずれかです。なお、消費生活協同組合及び内航海運組合の融資限度額は、中小企業者と同額となります。

7. 認定事業の実績報告

認定事業の実施後は、事業の実績を、毎年度知事に報告することが必要です。

本制度は、公的な支援を行うことを内容としているため、制度の適切な運用等の視点から、認定事業の実績を報告することが必要です。
 申請者は、各年度の事業の実施効果等について実績報告書を作成し、翌年度の5月末日までに知事に提出してください。

Ⅱ 申請書の作成

東京における地区物流効率化認定制度の認定を受けるためには、申請書の作成が必要です。以下、申請書に記載する計画の内容を例示します。

なお、申請書を作成する上で、より詳細な検討を必要とする事項については、各項目において検討例を示しています。

また、申請書の様式については、都市整備局ホームページよりダウンロードできます。

[申請書の構成]

1. 計画の名称
2. 計画の目的
3. 計画エリア(計画対象地区)
4. 計画の主体
5. 計画エリアにおける地区物流に係る課題の視点とその現況
6. 計画内容(計画で実施する事業の内容)
7. 実施スケジュール
8. 想定される効果
9. その他事業実施に関連する事項

1. 計画の名称

A地区荷さばき対策システム

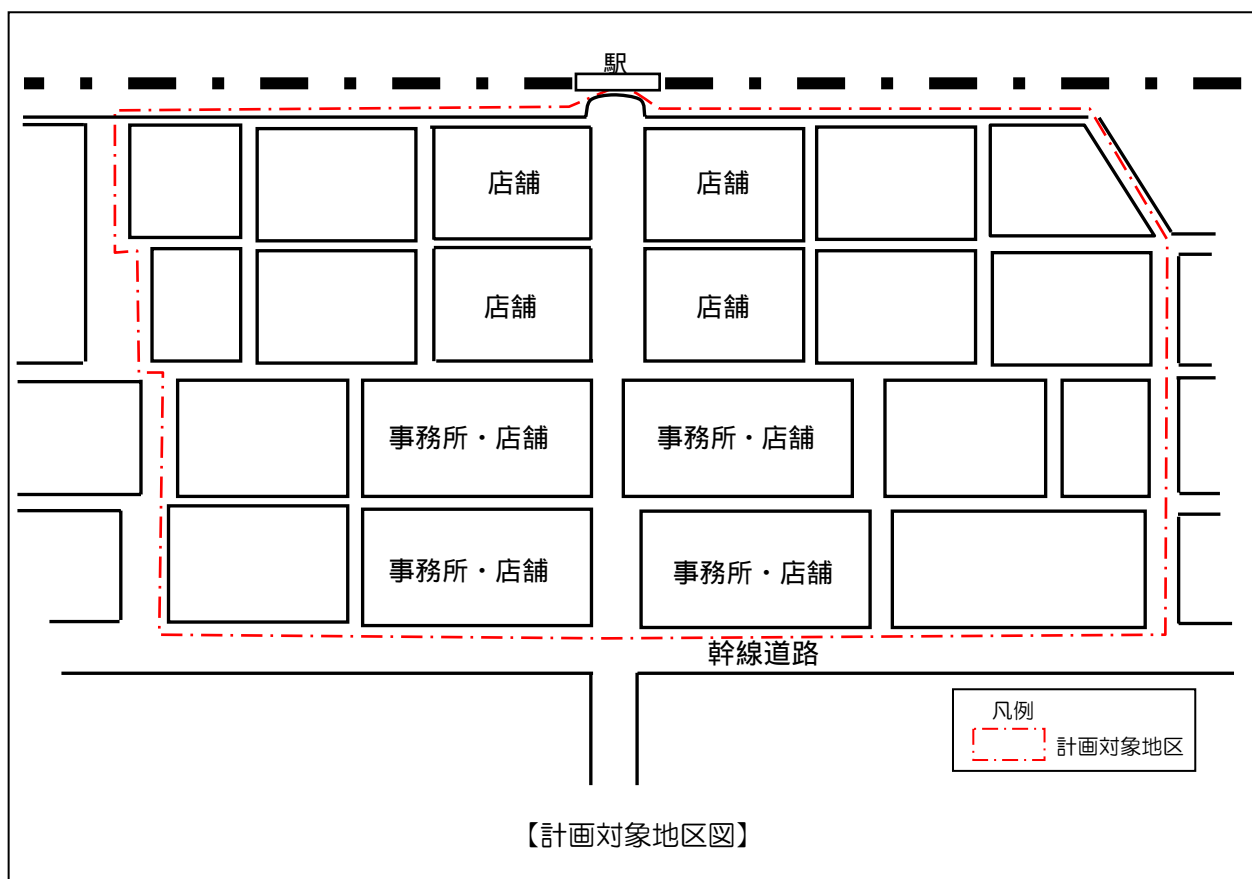
2. 計画の目的

A地区は、再開発事業等により街のポテンシャルが高まっています。これらに伴い、新たな交通需要が発生し、放置駐車車両による交通渋滞や抜け道利用による交通事故への対応、歩行者空間の確保が課題となっています。また、平成18年6月の道路交通法の改正により、放置駐車違反の取締りが強化されたこともあり、荷さばきスペースの確保などが急務となっています。また、商業活力の発展のための物流対策も求められています。

こうしたことから、A地区において、地元商店街関係者、運送事業者、路外駐車場事業者などの関係機関と調整を図りながら、荷さばき駐車システムを実施し、物流効率化を図ります。

3. 計画エリア(計画対象地区)

【計画対象地区の範囲】東京都A区〇丁目△番×号、A区〇丁目△番×号



4. 計画の主体

(1) 主体

①作成主体（計画の作成に係る主体）

商号又は名称	代表者	資本金	担当者と連絡先
◎A区役所	A区 土木部 部長	...	道路計画課 課長 A区O町△丁目電話、E-mail
A運送会社	A運送会社 代表取締役	...	業務課 課長 A区O町△丁目電話、E-mail
B運送会社	B運送会社 配送部 部長	...	業務課 課長 A区O町△丁目電話、E-mail
C運送会社	C運送会社 代表取締役	...	業務課 課長 A区O町△丁目電話、E-mail
A商店街振興組合	A商店街振興組合 会長	...	A商店 店主 A区O町△丁目電話、E-mail
B商店街振興組合	B商店街振興組合 会長	...	B商店 店主 A区O町△丁目電話、E-mail
ABCコンサルタント	ABCコンサルタント 社長	...	調査課 課長 C区O町△丁目電話、E-mail

(※) 代表主体には、◎を付すこと。

②事業主体（計画の事業に係る主体）

商号又は名称	代表者	資本金	担当者と連絡先
◎A運送会社	A運送会社 代表取締役	...	業務課 課長 A区O町△丁目電話、E-mail
B運送会社	B運送会社 配送部 部長	...	業務課 課長 A区O町△丁目電話、E-mail
C運送会社	C運送会社 代表取締役	...	業務課 課長 A区O町△丁目電話、E-mail
A商店街振興組合	A商店街振興組合 会長	...	A商店 店主 A区O町△丁目電話、E-mail
B商店街振興組合	B商店街振興組合 会長	...	B商店 店主 A区O町△丁目電話、E-mail

(※) 代表主体には、◎を付すこと。

③計画に係る主体の総数

計	7	者
---	---	---

[解説]

- ・申請者は、計画書に計画の作成主体と事業主体を記載してください。
この場合、計画の作成主体とその事業主体は必ずしも同一主体である必要はありません。
- ・計画の作成は、公民の多様な主体が参画し、計画作成の専門家（学識経験者、コンサルタント等）の参画も想定されます。
- ・計画において検討された事業を実施する主体は、運送事業者等で構成される組織体が想定されます。

<連携を証明する書類>

[解説]

- ・ 地区物流効率化計画は、複数の地区物流関係者の連携により実施されることが必要です。
- ・ 計画に係る主体について、以下に示すような証明書類を作成し、申請書に添付してください。

(証明する書類例)

A 地区荷さばき対策システム計画について

東京における地区物流効率化認定制度実施要綱第3条の規定に基づき A 運送会社が申請する、A 地区荷さばき対策システム計画の作成又は実施について、連携して取り組みます。

平成 年 月 日

所在地 A区 町 丁目


連絡先 03-3211-XXXX

商号又は名称 B 運送株式会社

代表者氏名 配送部長 物流 太郎

B 運送株
式会社
配 送
部長 印

5. 計画エリアにおける地区物流に係る課題の視点とその現況

項目		現況等
(1)	関連上位計画等での位置付け	平成 16 年2月にA地区再開発事業が完成し、大規模店舗立地や駅前広場整備等に伴い、円滑な交通体系の構築や安全・快適な歩行者通行空間の確保を目指し、A地区交通問題検討会が設置され関係者協議を図ってきた。本地区の活力維持に必要な荷さばき駐車需要に適切に対応するためのシステムを商店街関係者・運送事業者・公共機関等で協議・調整を図ることが緊急の検討課題となっている。
(2)	地区の交通・物流の状況	<p>[地区の交通状況]</p> <p>○自動車交通の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の主要動線である駅前通りは平休日とも自動車交通量は8千台/日程度であり、そのうち貨物車は時間最大2割程度を占めている。 <p>○路上駐車場の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前通りの路上駐車は荷さばき車も含め平休日とも約 550 台/日発生しており、交通環境や歩行者環境への影響が懸念されている。 <p>[地区の物流状況]</p> <p>○路外荷さばき状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前通り周辺には路外コインパーキング等があるが、荷さばきへの利用が制限されており、活用できない状況にある。 <p>○路上荷さばき状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A地区周辺地区は違法路上駐車取締り重点地区と重点路線が設定され、荷さばき駐車スペース不足により違法駐車問題が発生している。 ・本地区の商業活動のために必要不可欠な物流のための荷さばき駐車スペース確保対策を講じることが急務となっている。 <p>○歩道・歩行者通行の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前通りの歩道幅員に対して駅乗降客数が多く、路上駐車による荷さばき活動が歩行者通行を妨げている。
(3)	荷さばき行為が地域の活性化又は良好なまちづくりに支障をきたしている状況	 <p>荷さばき車両の路上駐車が歩行者通行や自転車通行を妨げている。</p>
(4)	交通管理者や道路管理者の認識	違法路上駐車の実態の把握強化とA地区における民間委託の実施を踏まえて、路上荷さばきの取扱い等について地域全体での交通流動を考慮した調整を実施中。
(5)	計画実施に対する関係者の意向 (商店街関係者、運送事業者など)	計画実施に対して関係者の意向を把握した結果、本事業を実施することは望ましいものと判断される。 [商店街関係者等の意向] まちのにぎわいのメインストリートである商店街から荷さばき車両を排

		<p>除するため、車両の通行規制時間を現状より延長したい。また、路上における荷さばき駐車も少なくして欲しい。</p> <p>[関係運送業者の意向]</p> <p>共同荷さばきは困難であるが、商店街関係者等が希望する荷さばき車両の時間帯規制強化には、協力する。路上における荷さばきの減少を目指し、荷さばき駐車場が用意された場合は積極的に利用したい。</p> <p>[関係駐車場事業者の意向]</p> <p>地区における荷さばき駐車需要に対応するため、荷さばき専用の駐車スペースは一般車両への影響を軽減したり、一般車両と同程度の利用など条件次第では設置してもよい。</p>
--	--	--

[解説]

- ・ 本表において、地区物流に係る課題を（１）～（５）の項目で整理してください。各項目の整理に際しては、次頁に示す「技術資料」を参照するほか、計画エリアの関係者との打ち合わせ等により整理してください。
- ・ なお、必要に応じて参考となる資料を添付してください。

<技術資料>

1、「関連上位計画等での位置付け」の確認方法

計画エリアの地区物流計画・対策に係る上位計画等について、地元区市町村のHPでの確認又は担当部署（都市計画、交通計画担当課等）との打合せにより、位置付けの範囲、対策等の内容、実施予定スケジュール等を確認します。これにより、計画エリアにおける地区物流効率化計画の位置付けが明確となります。

上位計画等が位置付けられている場合、上位計画等の内容に沿った計画を作成することが望めます。

2、「地区の交通・物流の状況」の確認方法

計画エリアの地区交通・物流の状況は、概ね以下の項目で把握できます。これらの項目について、地元区市町村の過年度調査結果や現地確認から整理することができます。

- ①地区幹線道路・補助幹線道路の交通状況（貨物自動車、その他自動車、自転車、歩行者の状況）
- ②地区幹線道路・補助幹線道路の路上駐車状況（荷さばき関連車両及びその他自動車の路上駐車状況、必要があれば二輪車や自転車の駐車状況）
- ③地区幹線道路・補助幹線道路の駐車規制状況（路上駐車禁止路線、車両通行等の規制状況）
- ④路外駐車場における荷さばき駐車スペースの状況（荷さばき可能駐車場の状況）
- ⑤地区幹線道路・補助幹線道路の沿道建物の荷さばき駐車スペース設置状況（附置義務駐車場等の荷さばき可能駐車スペースの状況）

3、「荷さばき行為が地域の活性化又は良好なまちづくりに支障をきたしている状況」の確認方法

計画エリアにおいて、荷さばき行為が地域の活性化又は良好なまちづくりに支障をきたしている状況を把握します。例えば、路上荷さばきにより車道部分で交通渋滞を招いている場合や店先の歩道上での荷さばきが歩行者通行と干渉を生じている場合などが挙げられます。こうした状況は発生地点や時刻、頻度等を記録するほか、写真等により状況把握することができます。

4、「交通管理者や道路管理者の認識」の確認方法

計画エリアの地区物流効率化について、交通管理者・道路管理者に対して以下の事項を整理して相談することによって、より具体的な状況を確認することが可能となります。なお、支援メニューとして独自の交通のルールの利用を申請する場合は、地元警察署及び警視庁との事前調整が必要となります。

- ①地域（エリア）の概況
- ②計画案のイメージ・概要
- ③提案する地区交通ルール等
- ④実施予定場所の現況図（住宅地図等の案内図、道路車線数、幅員、歩道・路肩状況、教育・公共施設の状況などを記入）
- ⑤現地写真

※なお、事前調整にあたっては、上記2.「地区の交通・物流の状況」で確認した資料も添付してください。

5、「計画実施に対する関係者の意向」の確認方法

計画の実施に当たっては、運送事業者、建物管理者、商店街関係者、荷主企業や地元行政機関など、地区物流の効率化計画の実施に関係する主体の意向を反映することが重要となります。

一般に、地区物流に関与する関係者の意向把握は、アンケート調査等によることが望ましく、実施例を巻末に示します（詳しくは都市整備局ホームページをご覧ください。）。アンケートの実施に当たっては、可能な限り計画内容に合わせて設問の内容や項目を設定することが望めます。

また、アンケートの集計に当たっては、同一の質問内容であっても回答者の関心・利害等の違いを考慮して集計する必要があります。また、計画実施の可否判断を計画エリアのアンケート調査結果に全面的によることのないよう、類似の調査結果等とも比較を行う必要があります。

6. 計画内容（実施する事業の内容）

（1）計画で実施する事業名称とその目的（一覧表）

A 地区において、運送事業者、地元商店街関係者、路外駐車場事業者などの関係機関と調整を図りながら、共同荷さばき駐車場確保による共同荷さばき活動と路上荷さばき可能時間帯の規制の見直しに基づく荷さばき活動を実施します。

【計画で実施する事業名称とその目的の一覧表】

事業名称		目的
①	共同荷さばき駐車場確保による共同荷さばき活動	貨物車専用の駐車場と荷さばき用のスペースを確保し、共同配送も含めた荷さばきを実施する。
②	路上荷さばき可能時間帯の規制見直しに基づく荷さばき活動	配送地区に荷さばきで利用可能な駐車場がないため、対象地区近傍の交通量の少ない道路の駐停車時間を見直す独自の交通ルールの調整を進め、路上荷さばき可能時間帯を設け、荷さばき活動を実施する。

（2）計画で実施する事業の詳細（詳細表）

【①事業名称：共同荷さばき駐車場確保による共同荷さばき活動】

実施項目等		内容	備考
実施予定場所		A区〇丁目△番×号	
実施体制		A運送会社、B運送会社、C運送会社、A商店会	
実施方法		①（仮）ロジ協同組合の取扱貨物の荷受け・荷卸し、駐車を共同荷さばきスペース（約60㎡）にて実施する。 ②①の活動実績を報告書にまとめる。	共同荷さばき駐車場の利用条件について、東京都道路整備保全公社との事前協議書の写しの添付
資金調達の内訳			
	自己資金	300万円	
	借入金	300万円	東京都中小企業制度融資利用申請予定
	合計	600万円	
資金支出の内訳			
	事業経費	600万円 (内、共同荷さばき駐車場賃借料 250万円)	
	合計	600万円	

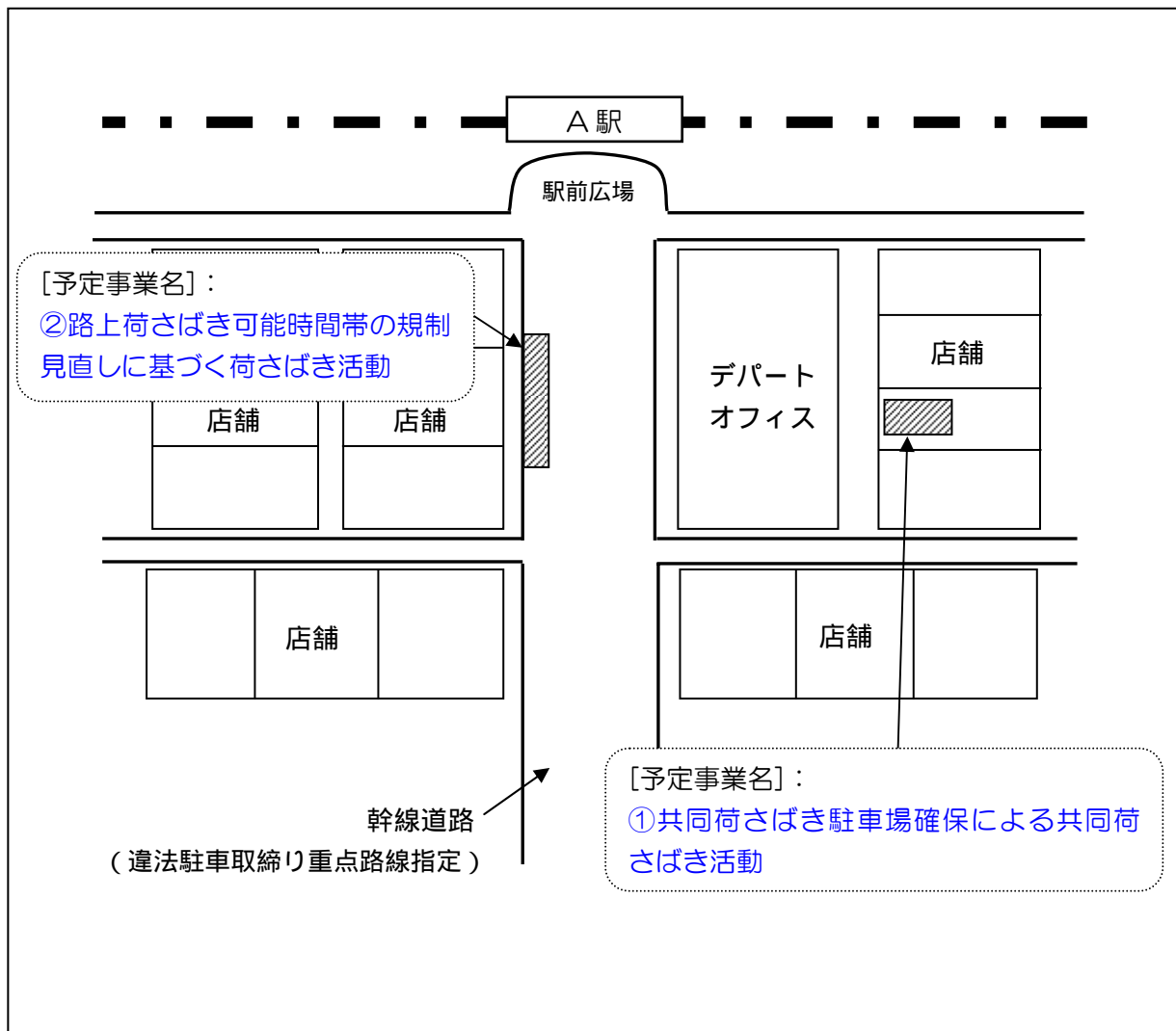
【②事業名称：路上荷さばき可能時間帯の規制見直しに基づく荷さばき活動】

実施項目等		内容	備考
実施予定場所		A区〇丁目△番×号街路	
実施体制		A運送会社、B運送会社、C運送会社	
実施方法		①（仮）ロジ協同組合の取扱貨物の荷受け・荷卸しを、駐車許可時間帯において実施する。 ③①の活動実績を報告書にまとめる。	
資金調達の内訳			
	自己資金		
	借入金		
	合計		
資金支出の内訳			
	事業経費		
	合計		

[解説]

- ・ 計画で実施する事業の名称と目的及びその詳細を記載してください。
- ・ 事前協議等を要する事業については事前協議等により調整が整った内容を記載します。
なお、事前協議書の写し等を申請書に添付してください。
- ・ 事業を実施する各主体の役割と担当をあらかじめ整理し、実施体制を記載してください。
- ・ 資金調達が必要な事業において、自己資金以外の借入金について公的資金の利用申請をする場合は、その旨を備考に記載してください。
- ・ 資金支出内訳については、主たる事業に係る事業経費（共同荷さばき駐車場賃借料など）を明記してください。

＜事業の実施予定場所＞



※なお、必要に応じて、イメージ図等を作成してください。

7. 実施スケジュール

事業名称	○年○月	○月	○月	○月	○月	○月
①共同荷さばき駐車場確保による共同荷さばき活動	▲ 用地選定	▲ 契約交渉		▲ 賃貸契約締結	▲ 審査会認定	▲ 事業開始
②路上荷さばき可能時間帯の規制見直しに基づく荷さばき活動	▲ 審査会認定	▲ 事業開始				

[解説]

- ・ 認定を受けようとする事業計画の実施スケジュールを事業ごとに記載してください。
- ・ 審査会において認定を受けてから事業を開始する予定の時期を記載してください。
- ・ 利用を希望する駐車場や用地の選定があらかじめ必要な事業については、賃借契約締結までに一定の期間を要しますので、各支援機関との協議を経た上で記載してください。
- ・ なお、必要に応じて、参考となる資料を添付してください。

8. 想定される効果

認定事業の実施により想定される効果とその把握方法について下表に示しました。これらを例に事業効果を可能な限り評価し、事業実施後に実績報告書に記載し報告してください。

項目	想定される効果の内容
貨物車の交通量	○認定事業の実施により、貨物車両の台数・環境負荷量（CO ₂ 、NO _x ）の減少が見込まれる。 [効果の把握例] ・計画エリア内の道路において、貨物車運用台数、アイドリングストップ時間等の削減量をカウントする。
貨物車の路上駐車	○認定事業の実施により、計画エリア内の道路において、荷さばき活動による貨物車両の路上駐車台数の減少が見込まれる。 [効果の把握方法] ・計画エリア内の道路において、ピーク時間帯の貨物車両の路上駐車台数を目視によりカウントする（認定事業の実施後で実施し比較する。）。
歩行者又は自転車等の通行に関する安全性	○計画エリア内の道路の歩道部分において、認定事業の荷さばき作業の台数と歩行者・自転車等との通行上の干渉の減少が見込まれる。 [効果の把握方法] ・荷さばき作業を実施した担当者に対するヒアリングにより、改善状況を把握する。
その他	○認定地区の荷さばき可能駐車場の利用台数の増加が見込まれる。 [効果の把握方法] ・計画エリアの荷さばき可能駐車場の利用台数を作業日報等からカウントする。

[解説]

- ・認定事業の実施により想定される効果を把握し、事業実施後に実績報告書として提出してください。申請書の段階では、想定される効果の把握方法を記載してください。
- ・認定事業の実施効果を正確に把握することは一般的には困難な場合が想定されますが、上表に例示する簡単な方法等により定量的な把握に努めるとともに、状況写真等により、正確に把握するようにしてください。

9. その他事業実施に関連する事項

(1) 行政機関（区市町村、所轄警察署）との調整状況

調整の相手方	調整状況
関係区市町村	・ 2008 年〇月△日 A 区担当課を訪問し、本制度の活用のため計画エリアの交通・物流の現況等について事前説明を行った。
所轄警察署	・ 2008 年〇月×日 A 区所轄警察を訪問し、本制度の地区独自の交通ルールについて事前調整を行った。

(2) その他事業実施上懸念される事項

項目	内容
荷さばき用スペースの確保について	予定する「共同荷さばき駐車場確保による共同荷さばき活動」について、関係機関と調整を要する事業の実施可否・内容は、協議結果に基づくものとする。
共同配送について	予定する「路上荷さばき可能時間帯の規制見直しに基づく荷さばき活動」について、運送事業者と調整を要する事業の実施可否・内容は、協議結果に基づくものとする。
地区独自の交通ルールに係る事業について	予定する「路上荷さばき可能時間帯の規制見直し」について、関係機関と調整を要する事業の実施可否・内容は、協議結果に基づくものとする。

【解説】

- ・ 申請に当たり、事業予定地のある行政機関（区市町村、所轄警察署）との事前相談・調整の経過等を記載してください。
- ・ その他事業実施上懸念される事項についても、申請時点で分かる範囲で記載してください。

申請書等の様式及び記入例は、都市整備局のホームページよりダウンロードできます。

Ⅲ 参考資料

<アンケート調査例：商店街関係者>

アンケート調査の目的

商店街関係者は、地区物流の需要者であり、地区物流の効率化を促進するためには、商店街関係者との連携が重要となります。したがって、検討する地区物流効率化事業に対して商店街関係者の意識・意向を確認し、当該地区として、取り組むことができる計画を検討していくことが望まれます。具体的には、以下のような事項について、商店街関係者へアンケート調査等を実施することが想定されます。

基本的な質問事項 地区の商店の基本的な情報の把握

問 貴店の業種を次の中から一つ選び○をつけてください。

百貨店・総合スーパー、織物・衣服・身の回り品、飲食料品、自動車・自転車、家具・建具・じゅう器等、医薬品・化粧品、燃料、書籍・雑誌、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器、時計・眼鏡・光学器械、機械器具、ジュエリー製品、その他（ ）

商品の入出荷状況についての質問事項

●入荷状況について

問 平均的な一週間における入荷頻度について、当てはまるものを一つ選び○をつけてください。

1. 週に 日程度で延週合計 回程度 2. その他（ ）
記入例：週4日で1日に2回程度の場合、4日×2回＝延週合計8回程度

問 平均的な一週間における商品の入荷のピーク曜日・時間について、教えてください。

1. 入荷のピーク曜日（ ）曜日 2. 入荷のピーク時間（ ）時

問 入荷方法について、当てはまる主なものを一つ選び○をつけてください。

1. 自家用乗用車で入荷 2. 自家用貨物車で入荷
3. 運送業者による入荷 4. その他（具体的に ）

●出荷状況について

問 平均的な一週間における出荷頻度について、当てはまるものを一つ選び○をつけてください。

1. 週に 日程度で延週合計 回程度 2. その他（ ）
記入例：週4日で1日に2回程度の場合、4日×2回＝延週合計8回程度

問 平均的な一週間における商品の出荷のピーク曜日・時間について、教えてください。

1. 出荷のピーク曜日（ ）曜日 2. 出荷のピーク時間（ ）時

問 出荷方法について、当てはまる主なものを一つ選び○をつけてください。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 自家用乗用車で出荷 | 2. 自家用貨物車で出荷 |
| 3. 運送業者による出荷 | 4. その他（具体的に) |

問 入出荷時に利用する貨物車の種類を一つ選び○をつけてください。

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. ライトバン等(軽車両含む) | 2. 1～1.5t車 |
| 3. 2t車 | 4. 2t車ロングボディ |
| 5. 3t車以上 | 6. 冷蔵・冷凍車 |
| 7. その他() | |

計画内容についての質問事項(例：共同配送への参加意向等)

共同集配送について

共同集配送とは、別々の貨物車で集配送していた荷物を、商店街等の配送地区の手前にある集約地点で積み替えを行い、1台の貨物車にまとめて商店に集配送することです。このような共同配送には下表のような利点、課題点が挙げられています。

【利点】

- ・複数の運送業者がそれぞれ個別に集配送していた貨物をまとめることで、貨物車の削減が可能となり、地区の交通整序やCO2排出量の削減が可能となる。

【課題点】

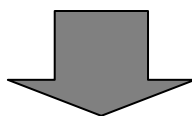
- ・貨物の混載となるため、特別な取り扱いが必要とされる荷物（冷蔵品等）に対応できない。
- ・1台の貨物車で複数店舗を回るため、指定された時刻の配送に対応できない可能性がある等が想定される。

問 貴商店街において共同配送を行うことになった場合、協力する可能性はありますか。どちらか一つ選び○をつけてください。

- | | | |
|-------|--------|-----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. その他() |
|-------|--------|-----------|

問 貴店において協力が難しいと考えられる理由について、当てはまるものすべてに○をつけてください。


- | |
|---------------------------------|
| 1. 共同配送車両で運べる商品（冷蔵・冷凍品等）ではないから。 |
| 2. 指定した時間に集配送されない可能性があるため。 |
| 3. 荷の誤配・損傷等に不安があるため。 |
| 4. その他() |



アンケート調査表の他の事例は都市整備局ホームページをご参照ください。

＜東京都内における地区物流効率化に係る事例＞
 (出典：都市内物流トータルプランH19.3 など)

事例名称	吉祥寺	
実施主体	吉祥寺共同集配システム検討委員会	
取組の概要	<p>【経緯】</p> <p>H11～13年に総合的な駐車マネジメントのモデル実験後、吉祥寺共同集配システム検討委員会を設置し、本格実施に向けて検討中。吉祥寺では、関係者による協議会を立ち上げ、費用負担を含めた合意形成を図りながら、必要な施策の実施に向けた検討が進められている。</p> <p>【取り組み概要】</p> <p>歩行者の安全な回遊を目的としたまちづくりの一環として共同輸配送システムを関係者が一体となって検討中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区内への流入荷捌き車両の低減策(共同配送・荷受け) ○荷捌きスペースの確保策 ○様々なシステムやスペースを効率的に運用するためのルール策定 ○関係者間での費用負担の公平化 ○整備費等捻出のため原資の確保 	
<p>吉祥寺共同集配システム実証実験(2007.2)での具体的な取組内容</p> <p>出典：吉祥寺共同集配システム実証実験チラシ</p>	<p>地区内への流入荷捌き車両の低減策</p>	<p>1. 荷捌き車両がスムーズに通行するための対策</p> <p>①荷捌き車両の駐停車禁止 まちのルールとして「五日市街道」、「公園通り」、「井ノ頭通り」は24時間荷捌き車両の駐停車禁止とします。</p> <p>②荷捌き車両の通行禁止 「平和通り」及び商店街エリア内(別図参照)は11時から翌日の9時までの間荷捌き車両の通行を禁止するルールとします。(「平和通り」で通行許可証がある車両は11時から19時の間通行を禁止するルールとします。)</p> <p>③荷捌き車両の走行ルート 同エリア内では荷捌き車両の通行を一方通行とするルールとします。</p> 
	<p>共同配送・荷受</p>	<p>2. 共同配送・共同荷受けの実施</p> <p>吉祥寺の中心街に入り込む荷捌き車両を減少させるために、共同配送・共同荷受けを実施します。図中の「牛走運送」および「ヤマト運輸」のデポに荷物を持ち込んで頂ければ、両社が中心街まで配送します。実験期間中、料金は無料です。</p> 

<p>吉祥寺共同集配システム実証実験（2007.2）での具体的な取組内容</p> <p>出典：吉祥寺共同集配システム実証実験チラシ</p>	<p>荷捌き車両の駐車スペース確保</p>	<p>3. 荷捌き車両のための駐車スペースの確保対策</p> <p>吉祥寺の中心街に入ってきた荷捌き車両の駐車スペースを確保します。</p> <p>いずれも、一般駐車場等が利用できない場合に利用して下さい。また、実験期間中は、利用制限時間を30分とし、料金は無料とします。</p> 
	<p>無料お届けサービス</p>	<p>4. 買い物が楽に、楽しくなるための対策</p> <p>●ポーターサービスの実施</p> <p>吉祥寺のまちの中で購入した商品などのポーターサービスを実施します。</p> <p>（2/24(土)・25(日)の2日間）</p> <p>ハモニカ横丁内で受付、その場所からムーパークまで、無料でお届けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハモニカ横丁での受付時間 11:00～17:00 ・ムーパークでの受渡し時間 12:00～18:00 
<p>その他</p>		<p>5. まちを活性化させるための対策</p> <p>●イベントの実施</p> <p>2/25(日)にエリア内の空間を利用したイベントを開催します。</p> <p>実施時間…11:00～17:00</p>

事例名称		町田市 ぽっぽ町田	
実施主体		株式会社町田まちづくり公社	
取組の概要		<p>【開始時期】平成 11 年</p> <p>【目的】町田駅周辺における「歩行者の安全な回遊の確保」</p> <p>【事業概要】(株)町田まちづくり公社による共同集配施設「ぽっぽ町田」を整備。共同集配施設では、運送業者がスペースを貸し受け、各業者のこの地区での拠点として活用。共同集配施設の他に駐車場(自走式 227 台)、イベントスペースを有する。</p>	
実証実験 (2002. 7) での取組内 容 出典：ぽっぽ 町田共同荷 捌き事業	小型電気 自動車や 電気自動 車等を活 用した配 送	 	
	共同集配 施設の活 用	   	
実験の効果		実験前 ・歩行者天国にも関わらず、路上に荷捌き車両が駐車していた。	実験中 ・路上駐車がなくなり、来街者が道路の中央を歩くようになった。
		 	 

事例名称		北千住駅西口周辺地区荷さばき対策システム社会実験
実施主体		足立区
取組の概要		<p>【実験期間】平成19年11月16日から29日</p> <p>【社会実験の概要】</p> <p>北千住駅西口周辺地区における、荷捌き車両の路外駐車場への誘導や旧日光街道（サンロード商店街、千住本町商店街）への荷捌き車両の通行規制時間を一時拡大。</p>
<p>実験での取組内容</p> <p>出典：足立区ホームページより</p>	<p>路外荷捌きスペースの確保</p>	<p>社会実験の対象となる地区への荷捌き車両の流入抑制を目的とし、既存のコインパーキング施設等の有効活用を図り、貨物配送の場として利用。</p>  <p>※区域内の旧日光街道について平日13時から16時まで荷さばき車両の進入を規制いたします。</p> <p>実験に協力頂いた駐車場に設置された看板</p> 
	荷捌き車の通行規制時間の拡大	既にサンロード商店街、本町商店街で行われている歩行者天国（午後4時から午後6時）を見直し、実験時には規制時間を平日の午後1時から午後4時まで延長。

<本制度における主な用語の解説>

用語	解説
○地区	荷物の集配送が発生する商店街、繁華街及びオフィス街等をいう。
○地区物流	地区における、荷物の集配送などをいう。
○地区物流効率化	地区物流について、荷さばきスペース設置や共同配送の実施などにより、不適切な路上での荷さばきの是正及びこれに伴う交通混雑などを改善することをいう。
○地区物流関係者	地区物流に係る運送事業者、建物管理者、商店街関係者、荷主企業及び行政機関などをいう。
○申請者	東京における地区物流効率化認定制度実施要綱に基づき、東京都に対し、地区物流効率化計画の認定を申請する地区物流関係者のうち、その代表者をいう。
○審査会	東京における地区物流効率化認定制度認定審査会とは、申請者が東京都に申請した計画について、審査する機関で東京都に設置するものをいう。
○認定	審査会により審査され、承認された計画について、東京都知事が認定することをいう。
○認定計画	東京における地区物流効率化認定制度実施要綱に規定する、東京都の認定を受けた計画をいう。
○認定事業	認定計画に基づき実施される事業をいう。

<東京都における物流効率化に関連するその他の制度のご紹介>

東京都では地区物流効率化を図るために、以下に紹介する支援制度も実施しています。東京における地区物流効率化認定制度の支援制度と併せて活用することが可能です。

(1) 東京都特定施策推進型商店街事業

- ・ 問い合わせ先 東京都産業労働局商工部地域産業振興課

03 (5320) 4787 (直通)

- ・ 東京都特定施策推進型商店街事業の概要

東京都の緊急かつ重要な特定の施策に協力して商店街等が行う事業を、関係局等と連携して特別に支援します。地区物流に関しては、交通量削減の取組として、共同荷さばきスペース・付帯施設が補助対象となります。

①対象者：商店街及び商店街の連合会

②補助率等：4／5以内（補助限度額1億2千万円）

③申請先：東京都又は区市町村

- ・ 参照ホームページ：http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/josei_shotengai.html#c1

(2) 都立職業能力開発センター

- ・ 問い合わせ先 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課

03 (5320) 4716・4719 (直通)

- ・ 都立職業能力開発センターの概要

都立職業能力開発センターでは、新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方を対象に、就職に向けて、職業に必要な知識・技能を勉強していただくための訓練を実施しています。また、働いている方が、新しい技術や仕事に必要な知識を身につけて、キャリアアップを図るための短期講習も行っています。

「物流」に関する科目も設けておりますので、ご自身のスキルを磨きたい方は是非ご利用ください。また、企業の職員採用、従業員教育にもご利用いただけますので、ご相談ください。

- ・ 参照ホームページ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/vsdc/kamoku/ti-buturyu.html>
http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/carr_up/nenkan/index.html

「東京における地区物流効率化認定制度」について、お問合せ等がありましたら下記までお寄せください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都都市整備局都市基盤部交通企画課
電話 03(5388)3283・3286
ファックス 03(5388)1354
都市整備局ホームページ <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

「東京における地区物流効率化認定制度運用ガイドライン」は、都市整備局ホームページから全文入手可能となっております。

東京における地区物流効率化認定制度運用ガイドライン

平成20年6月発行 登録番号(20)23
編集・発行
東京都都市整備局都市基盤部交通企画課
東京都西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388)3283・3286

印刷
原口印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町3-11-4
電話 03(5215)1155